

ヴェラン大臣及びブランケール大臣の記者会見

11月25日、フランスにおける新型コロナ感染拡大に関し、ヴェラン連帯・保健大臣及びブランケール国民教育・青少年・スポーツ担当大臣が国民に向けてテレビで記者会見を行いましたので、在留邦人の皆様に関係の深い新型コロナに関連する部分の概要をお知らせします。

【状況】

- ・ヨーロッパは新型コロナの第5波に直面しており、新型コロナ感染拡大の中心地である（世界の67パーセントの感染がヨーロッパで発生）。
- ・11月22日、フランスでは新たに36,000件の感染が確認され、これは第4波における8月のピーク時期と同じ規模である。現在、8,765名が入院しており、そのうち重症者は1,483名である。
- ・第5波における特徴は、ワクチン未接種者、高齢者、免疫不全など脆弱な者が重症化、入院する傾向がみられる。ピークは12月上旬が想定されている。
- ・東欧や南欧では、再び外出禁止令の発出など厳しい措置が導入され始めた国もあるが、フランスにおいては、今後、ロックダウン、夜間外出禁止、商業施設の閉鎖、移動の制限は想定していない。
- ・ワクチンは、重症化リスクを防ぐために効果的である。他方、最後の接種から時間が経ったことで免疫システムが低下してきているため、改めてブースター接種が必要となっている。
- ・昨日、新型コロナが原因で8,500クラスが閉鎖しており、5歳から11歳の子供に対するワクチン接種を検討中である。
- ・12歳から17歳は、77%が1回目のワクチン接種を終了し、75%が2回目の接種を終了している。教師は、90%が1回目の接種を終了し、88%が2回目の接種を終了している。

【新たな措置】

● ワクチン

- ・11月27日（土）から、18歳以上のすべての成人を対象に、3回目のワクチン接種（ブースター接種）を開始する（65歳以上から大幅に対象者を拡大）。
- ・最終接種日の5ヵ月後からブースター接種ができるようになる（6ヵ月後から、とっていたものを期間を短縮）。
- ・新型コロナに感染した場合には、その感染をワクチン接種1回分に相当するものとして取り扱う。つまり、感染後に1回接種した場合にはその接種5ヵ月後にブースター接種を、1回接種後に感染した場合にはその感染5ヵ月後にブースター接種を、2回接種後に感染した場合にもその感染5ヵ月後にブースター接種を受けることになる。
- ・ブースターとして接種可能なワクチンの種類は、ファイザー及びモデルナである。
- ・ワクチンのストックは十分あるので、安心して順次予約をしてほしい。
- ・現在もワクチン接種センターや薬局などで接種可能であるが、今週末から接種会場を増加させる。
- ・すでに予約はDoctolib（<https://www.doctolib.fr/>）から可能となっている。

● 衛生パス

- ・12月15日以降、65歳以上は、最終接種から7ヵ月以内に3回目のワクチン接種が終了していない場合、衛生パスが無効化していく。

- ・1月15日以降、18歳以上も同様に、2回目の接種から7ヵ月以内に3回目のワクチン接種をしていない場合、衛生パスが無効化する。つまり、最終接種日から起算して、5ヵ月後から7ヵ月後の期間の2ヵ月間に3回目のワクチン接種が求められる。無効化される時期が近くなると、アプリ上の画面の色が変更され、通知される仕組みになっている。
- ・クリスマスマーケットでは、衛生パスの提示が求められる。

● PCR・抗原検査

- ・11月29日以降、ワクチン未接種者によるPCR及び抗原検査の受検に関し、衛生パスとして検査結果が有効な期間を72時間から24時間に短縮する。

● 児童への措置

- ・5歳から11歳の児童に対するワクチン接種を実施する場合、安全に実施される。本年内における実施開始は見込まれない。
 - ・現在、小学校は、クラス内で1名でもコロナ感染者が出たら自動的にクラスは閉鎖となるが、来週以降は（具体的な開始時期は対象地域による）、検査結果が陰性の児童は通学可能とし、検査結果が陽性の児童は隔離措置対象となる。未成年は、検査費用は引き続き無料である。（※）。
- ※ 当館注：健康保険証（Carte Vitale）をお持ちでない場合には、検査費用の支払いが求められます。

● マスク着用

- ・11月26日以降、屋内のすべての公共の場は、マスク着用を義務化する。これは衛生パスを所持している場合であっても同様である。
- ・屋外についても、自治体の判断で人が集まるイベント（クリスマスマーケットや古物市を含む）において着用が求められることになるだろう。
- ・長時間の会議等では、定期的に換気を行うことを勧める。

● 治療薬

- ・12月上旬以降、新型コロナ用飲み薬の使用開始が重症化の恐れがある患者を対象に予定されており、医者処方箋を処方してもらい、薬局で購入可能となる。

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ストラスブール日本国総領事館

代表番号：03-8852-8500

（フランス国外からは（+33）3-8852-8500）

メール：consulaire-cgj@s6.mofa.go.jp（領事班専用）

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きをしてください。

（変更）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

（停止）<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を電子届出システム（ORR ネット）から提出した方で帰国又は当館管轄外に移転した方は、以下の URL で帰国又は転出届を提出してください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>